



県 章

滋賀県公報

平成 30 年 (2018 年)
7 月 31 日
第 4 4 7 0 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 告 示

- 生活保護法による居宅介護担当機関の指定 (健康福祉政策課) 1
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による居宅介護担当機関の指定 (健康福祉政策課) 1
- 社会福祉士及び介護福祉士法による登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者の登録 (医療福祉推進課) 2
- 道路区域の変更 (道路課) 2

○ 公 告

- 自然環境保全協定締結の公告 (自然環境保全課) 3
- 公共測量終了公告 (監理課) 3
- 都市計画決定の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課) 3

告 示

滋賀県告示第316号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項の規定に基づき、同法による介護扶助のための居宅介護担当機関として、次のものを指定した。

平成30年7月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所等の名称	事業所等の所在地	開設者の名称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
ツタ薬局愛荘	愛知郡愛荘町市 916-4	株式会社サン・アイビー	大津市京町一丁目 2-23	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成30. 3. 1

滋賀県告示第317号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「法」という。) 第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項の規定に基づき、法による介護支援給付のための居宅介護担当機関として、次のものを指定した。

平成30年7月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所等の名称	事業所等の所在地	開設者の名称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
ツタ薬局愛荘	愛知郡愛荘町市 916-4	株式会社サン・アイビー	大津市京町一丁目 2-23	居宅療養管理指導 介護予防居	平成30. 3. 1

				宅療養管理 指導	
--	--	--	--	-------------	--

滋賀県告示第318号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定に基づき、登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者として、次の者を登録した。

平成30年7月31日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称および代表者名	主たる事務所の所在地	実施する ^{かくたん} 喀痰吸引等業務	登録年月日	登録番号
ケアタウンからさき介護老人福祉施設	大津市見世一丁目17番1号	社会福祉法人湖青福祉会 理事長 青木裕彦	大津市見世一丁目17番1号	口腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引 鼻腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	平成30.7.20	251126031
ケアタウンからさき短期入所生活介護	大津市見世一丁目17番1号	社会福祉法人湖青福祉会 理事長 青木裕彦	大津市見世一丁目17番1号	口腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引 鼻腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	平成30.7.20	251126032

滋賀県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。
この関係図面は、平成30年7月31日から平成30年8月17日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成30年7月31日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	赤野井守山線	守山市石田町教田字1061番地先から 守山市石田町一ノ宮字1012番地先まで	変更後	最小 8.4m 最大 11.4m	101.2m	う回路廃止に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のとおり
		守山市石田町教田字1061番地先から 守山市石田町一ノ宮字1012番	変更前	最小 9.8m 最大 22.4m 最小	106.3m	

	地先まで		8.4m } 最大 11.4m	101.2m	
--	------	--	--------------------------	--------	--

公 告

自然環境保全協定締結の公告

滋賀県自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)第23条第1項の規定により自然環境保全協定を次のとおり平成30年7月24日に締結したので、同条第2項の規定によりその概要を次のとおり公表する。

この協定書は、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置き一般の縦覧に供する。

平成30年7月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 事業者の名称 農林水産省近畿農政局湖東平野農業水利事業所 所長 安田憲司
- 2 事業目的 永源寺ダム貯水池内掘削残土の処分
- 3 事業区域 東近江市高木町地内
- 4 事業面積 55,800㎡

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

平成30年7月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(河川測量)
- 2 作業の地域 湖南市石部北～甲賀市水口町宇川
- 3 作業の終了日 平成30年7月12日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

平成30年7月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(数値図化)
- 2 作業の地域 湖南市石部北～甲賀市水口町宇川
- 3 作業の終了日 平成30年7月12日

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

東近江市が平成30年7月31日に決定した近江八幡八日市都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成30年7月31日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7番23号

